

# パブリックコメントの実施結果

小牧市都市計画マスタープラン全体構想（案）について、以下のとおり意見募集を行いました。

## 1 意見募集期間

令和元年 9月17日（火）から  
令和元年10月17日（木）まで

## 2 意見募集の周知方法

- (1) 広報こまき 9月15日号
- (2) 市ホームページ

## 3 資料閲覧場所

- (1) 市ホームページ
- (2) 市役所都市計画課窓口（東庁舎2階）
- (3) 市役所情報公開コーナー（本庁舎1階）
- (4) 東部・味岡・北里市民センター

## 4 提出された意見の件数

4名より計7件

（参考）意見提出方法の内訳 （単位：人）

提出方法	郵送	メール	ファックス	持参	計
人数	0	3	1	0	4

## 5 提出された意見と市の考え方について

No	意見	意見に対する市の考え方
1	<p>現行都市計画マスタープランの「みどり（公園・緑地等）の方針」また「緑の基本計画」に「コマキ緑の+α計画」の記述がありますが、今回の都市計画マスタープラン（案）は、この語が消えています。緑に対する姿勢が後退した印象を受けますが、取りやめるのでしょうか。</p> <p>濃尾平野を東西に樹林帯が横断するグリーンベルトの実現のため、植樹の奨励、空き地の樹林化、市街化区域外等にある住居の移動誘導等の政策や制度設計があればと思います。</p> <p>地球温暖化が叫ばれる中、ヒートアイランド現象や水害の軽減・抑制の一要素として、また人々の健康や生活の潤いづくりの一要素として、緑に対する考え方の転換が求められる時代になってきていると思います。</p> <p>保全が中心ではなく、回復、または拡充、活用の視点が必要だと思います。</p>	<p>都市計画において、みどり（公園・緑地等）については、極めて重要な構成要素であると考えています。</p> <p>現行の都市計画マスタープランは、平成21年度に改定しましたが、平成28年度に中間見直しを行っており、ご指摘の記述内容については、「小牧市緑の基本計画」を平成24年3月に策定したことから、この際に記述したものであります。</p> <p>「小牧市緑の基本計画」は、計画終期が令和2年度でありますので、今年度より改定作業を進めています。</p> <p>こうしたことから、「小牧市都市計画マスタープラン全体構想（案）」における「みどり（公園・緑地等）の方針」については、基本的な事項の記述にとどめたものであります。</p> <p>なお、いただいたご意見については、「小牧市緑の基本計画」の改定において、参考とさせていただきます。</p>
2	木曽川水系等の氾濫による濃尾平野全域に起こる洪水の可能性について心構えや対処も視野に入れておく必要性を感じます。	<p>本市西部の一部区域は、木曽川水系木曽川の洪水浸水想定区域（想定最大規模）となっております。</p> <p>このため、いただいたご意見や昨今の全国各所における甚大な災害発生状況を鑑み、都市計画におきましても調査及び研究が必要な事項であると考えています。</p>

3	<p>藤島地区に予定されている地域拠点については、速やかな事業化を願います。</p>	<p>地域拠点とは、商業、生活サービス、医療・福祉、行政等、日常生活に必要な機能が集積した、地域での暮らしを支える拠点の形成を目指すものです。</p> <p>このため、「小牧市都市計画マスタープラン全体構想（案）」に位置付けた地域拠点については、藤島地区に限ることなく各々必要な検討を進め、早期に事業推進を図る必要があると考えています。</p>
4	<p>地域拠点（藤島地区）と小牧・岩倉を結ぶバス路線も、できれば増便してほしい。</p>	<p>藤島地区を含めた本市西部地域と名鉄犬山線を結ぶ公共交通の充実を図るため、間内駅から藤島地区を経由し名鉄犬山線岩倉駅へ接続する路線の開設を本市から名鉄バス株式会社に要請し、平成26年8月から運行しています。この路線の利用状況は、開設当初から横ばいであり、当初目標の利用者数に未だ達しておりません。</p> <p>こうしたことから、現時点では、本市から名鉄バス株式会社に増便を要請することは難しい状況でありますので、今後、多くの方々にご利用いただきたいと考えています。</p>
5	<p>文化財の保護（景観形成）について、市内の指定文化財、特に市指定有形文化財の数が隣接市町に比べ少なすぎる気がします。積極的な文化財指定を行ってほしいと思います。</p> <p>また、「清流亭の藤」について、料亭廃業後の維持がなっていないので、然るべき対応をお願いします。</p>	<p>市指定文化財につきましては、文化財の所有者や管理者等からの申し出を受け、小牧市教育委員会事務局において小牧市文化財保護審議会での調査・審議を経て指定されます。</p> <p>このため、都市計画において景観は重要な構成要素であり、その中で、文化財の保護は有効な施策の一つであ</p>

		りますので、「清流亭の藤」を含めまして、いただいたご意見につきましては、所管する本市教育委員会事務局に伝えさせていただきます。
6	<p>市内で不足する用地を補う産業候補ゾーンの対象として、物流施設の適用範囲を拡大した今回の全体構想案は、将来の都市づくりにおいても有効であると考え、賛同いたします。</p> <p>産業候補ゾーンへの円滑な企業立地が図れるよう、市側でも地区計画制度の活用などによる時代の要請に合致した産業立地を推進する制度の整備、運用体制の確立をお願いいたします。</p>	産業候補ゾーンにおける新たな産業地の形成については、土地利活用の熟度が高まった場合には、円滑に土地利活用が図れるよう関係機関と調整を進めてまいります。
7	<p>近年益々人口減少が進み、財政状況が厳しくなり、道路整備を取り巻く社会経済状況が変化しており、時代の流れに対応した都市計画道路の見直しが求められている。</p> <p>このような状況の中、長期未着手の都市計画道路の必要性などを再検証し、必要に応じて計画の変更、廃止を行うため「愛知県都市計画道路見直し方針」が示された。</p> <p>都市計画マスタープランにおいても都市計画道路見直し方針を反映してください。</p>	<p>都市計画道路の未整備路線については、昨年度、「愛知県都市計画道路見直し方針」に基づき、本市においても必要性、実現性及び代替道路について再検証を行いました。</p> <p>その結果、該当路線は本市まちづくりの骨格を成す都市計画道路であり、市内の渋滞解消と安全性及び利便性の向上に資することなどから、変更及び廃止は行わないこととしました。</p>

## 6 公開について

広報こまき「12月15日号」でお知らせするとともに、上記「3資料閲覧場所」において、市の考え方を公開します。

※公開期間：令和元年12月15日（日）～令和2年3月14日（土）  
 ただし、市のホームページは、令和3年3月31日（水）まで閲覧可能